

不法行為法制の在り方に関する検討について

第 1 検討の背景等

民法第 3 編第 5 章の「不法行為」においては、まず、第 709 条が「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と不法行為責任の一般的・基本的規律として、その成立要件と損害賠償義務の効果を定め、第 710 条、第 711 条及び第 721 条から第 724 条の 2 までが、それぞれ、慰謝料、損害賠償の方法、消滅時効等を、第 712 条、第 713 条及び第 720 条が責任成立を妨げる事由を、第 714 条から第 719 条までが、適用範囲が限定された特殊の不法行為の責任成立要件を定めている。

これらの不法行為の規定については、明治 29 年に制定されて以後、例えば、①平成 16 年法律第 147 号による民法現代語化に伴い、第 709 条の「他人ノ権利」が「他人の権利又は法律上保護される利益」に改められたほか、②平成 29 年法律第 44 号の債権法改正（以下「平成 29 年改正」という。）により、改正前の第 724 条の消滅時効の規定について、20 年の権利消滅期間の法的性質を消滅時効期間と定め、さらに、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の短期の消滅時効期間について 3 年を 5 年に延長する（改正後の第 724 条の 2）などの改正が行われてきたが、章全体としての規定は基本的には制定時以来維持されてきた。

このような不法行為の規定は、社会の様々な活動に広範囲に適用される中で、判例法理が蓄積され、交通事故の損害賠償実務を中心に実務慣行の定着も図られてきたが、その一方で、インターネットや AI 等の技術発展を含む社会経済活動の複雑多様化、国民の意識・価値観の変化等に伴って、後述のとおり、人格権侵害等について、損害賠償額の問題や死後の人格権侵害における救済の問題、未成年者の性的被害の事案における消滅時効の規律を含む不法行為の消滅時効制度の在り方、共同不法行為等の民法上の特殊不法行為の制度の在り方、失火責任法等をめぐり、様々な問題点が指摘されるに至っている。

本研究会では、上記のように現在指摘されている事項を含む民法の不法行為法を中心としたその制度の在り方に関し、基礎的な論点整理のための研究を行うことを目的としている。なお、検討の対象は、上記のとおり民法の不法行為法に関して制度上議論されている事項を中心とするが、不法行為以外の分野に横断的にまたがる事項についても、必要に応じて検討対象となり得るものとして、検討を進めていくことが考えられる。

第 2 本研究会の検討事項等について

不法行為法制については、従来よりいくつかの立法提案を内容とする文献が出され

ており、それによれば、法定の監督義務者の問題や共同不法行為など、特殊不法行為等を中心に見直しを要する事項が多岐にわたっている。

他方で、近時においては、インターネットやA I等の技術発展を含む社会経済活動の複雑多様化に伴い、インターネット上の人格権侵害の事案が深刻化しており、A Iを用いた人格権侵害の深刻化も指摘されている。また、未成年者に対する性加害の問題が社会的に耳目を集め、現行の消滅時効の規定が十分に対応できていない等の指摘もされており、これらの点も重要な検討課題となると考えられる。

以上を踏まえ、上記のように指摘されている課題について、①人格権侵害の不法行為に関する救済方法の制度の在り方、②消滅時効制度の在り方、③法定の監督義務者や共同不法行為等の民法上の特殊不法行為の制度の在り方、④その他の論点と分類した上で、以下の個別の事項について検討していくことが考えられる。

1 人格権侵害等の不法行為の救済方法に関する規律の在り方について

(1) 損害賠償額に関する規律

近年、人格権侵害等の分野、とりわけ、インターネット上の誹謗中傷事案等において、損害賠償として認容される慰謝料の額が低廉である旨の指摘が各所でされている。法務省民事局が令和 8 年 4 月に公表した「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告書」においても、インターネット上の媒体における権利侵害事案では、認容された慰謝料の額が 30 万円未満の事案が約半数を占めており、インターネット以外の媒体における権利侵害事案と比較しても、相対的に慰謝料額が低額な事案の割合が高いとの調査結果が示されている¹。

このような慰謝料の在り方について、日本弁護士連合会からは、慰謝料額算定の適正化のための方策として、慰謝料額算定に当たっての考慮要素（侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情）を条文に明記すべきとの立法提言もされている²。

こうした立法提言も踏まえ、慰謝料額算定に当たっての考慮要素を明記することの当否や、他の実効的な規律の在り方について検討することが考えられる。

なお、匿名投稿型の SNS 等における誹謗中傷では、損害賠償請求に先立つ発信者情報開示手続に要した弁護士費用等、加害者を特定するために要した調査費用についても、裁判例ではその全部又は一部が損害として認められる傾向にある³。被害

¹ 法務省民事局「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告書」（2026 年）

[<https://www.moj.go.jp/content/001461472.pdf>] 9 頁。ただし、同調査結果は、調査対象とされた裁判例における分析にすぎず、日本における同種事案全般の傾向を直接反映するものではない。

² 日本弁護士連合会「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」（令和 4 年 9 月 16 日）

³ 全額を認めたものとして、東京高判令和 2 年 1 月 23 日判タ 1490 号 109 頁などが、一部に限り認めたものとして、東京高判令和 3 年 5 月 12 日（令和 2 年（ネ）第 2495 号）などがある。法務省民事局・前掲注 1）35 頁

者が費用負担を理由に訴え提起を断念することがないようにする観点からは、こうした損害についても適切に回復される必要があると考えられ、本研究会においても、このような損害の回復に関する規律の在り方を検討していくことが考えられる。一方で、現行法上は、損害賠償において実務上認められている様々な損害項目が慰謝料を除き列挙されていない。これまでの立法提案では、実務上認められている損害項目について例示的に列挙するものもあり、こうした点も念頭に置きつつ、検討を進めることが考えられる。

(2) 差止請求権の明文化等

人格権に関する規律については、差止請求権の明文化も課題となる。現行法では、人格権に基づく請求権を定めた規定はなく、関連するものとして物権的請求権に関する第 202 条第 1 項及び占有訴権に関する第 197 条、第 198 条の規定があるのみである。最判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁〔北方ジャーナル事件〕は、「人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきである」として、排他性を理由に名誉権に基づく差止請求を認めている。プライバシーに関しては、最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 卷 1 号 63 頁〔グーグル事件〕は、インターネットの検索事業者に対する検索結果の削除請求の余地を認め、最判令和 4 年 6 月 24 日民集 76 卷 5 号 1170 頁〔ツイッター事件〕は、SNS 上のメッセージの投稿についてその削除請求を認めている⁴。さらに、生活妨害等に対しても、差止請求をすることができると解されており⁵、下級審裁判例では、差止請求の根拠を人格権とする立場が多いとされる⁶。

他方で、明確な権利に至らない利益の侵害の場合にも、不法行為を根拠に、侵害行為の態様を考慮して違法であれば差止めの余地を認める立場もある⁷。また、名誉毀損に関しては、第 723 条において原状回復処分が定められており、差止請求権の明文化に際しては、このような差止請求権の法的根拠や原状回復処分との関係性も踏まえて検討する必要があると考えられる。

(3) 人格権の保護に関する規律

ア 人格権に関する規律の在り方

参照。

⁴ 同判決は、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」の侵害を理由とする差止請求を、「人格権」に基づく差止請求であると明示している。

⁵ 道路の通行妨害に対して、妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止を認めた事件として、最判平成 9 年 12 月 18 日民集 51 卷 10 号 4241 頁。騒音等の被害を理由とする差止請求に対して、差止めを認容すべき違法性があるとはいえないと判示した事件として、最判平成 7 年 7 月 7 日民集 49 卷 7 号 2599 頁

⁶ 窪田充見ほか編『事件類型別 不法行為法』（弘文堂、2021 年）119 頁〔大塚直〕

⁷ 大塚直編『新注釈民法(16) 債権(9)』（有斐閣、2022 年）418～429 頁〔大塚直〕

人格権に関しては、前記のような損害賠償請求や差止請求といった救済手段を考える上で、そもそも、人格権の一般的保護に関する規定が必要であるとの考え方があ

る。現行法上、人格権については、第 709 条が「他人の権利又は法律上保護される利益」の侵害を要件とし、第 710 条が「身体、自由若しくは名誉」を人格的利益として例示し、さらに第 723 条において名誉毀損における原状回復に関する規定が設けられているが、人格権保護に関する一般的規定は設けられていない。

諸外国では、立法又は判例により、個別の人格権にとどまらず、人格権の一般的な保護に関するルールが設けられてきたとされており、日本でも、立法により、人格権に関する規定を設けることが提唱されている⁸。人格権に関する規定が設けられることによって、前記(1)の人格権侵害による慰謝料の算定にも資することとなる可能性もあると考えられる。

そこで、本研究会では、このような人格権の一般的保護に関する規定の可否について検討することが考えられる。その際には、その規律の内容について、人格権侵害の効果に着目して不法行為法上の救済に関する規律の一環として設けるべきか、人格権に関する一般的規定として、不法行為法とは独立して設けるべきかを踏まえつつ検討する必要がある。

イ 死後の人格権侵害等に関する規律の在り方

現行法では、人格権が侵害された場合に、人格権を有する者以外の者がこれを是正するための民事上の手段は限られている。

特に、死後に名誉権やプライバシー等が侵害された場合の保護の在り方については、法務省における検討会⁹においても検討がされたが、人格権の一身専属性を理由として、被相続人の法的地位を相続した遺族が損害賠償請求等を行うことは基本的に難しいものとされ、裁判例上は、死者自身に対する権利侵害は否定し、遺族の敬愛追慕の情の侵害という観点から損害賠償請求を認める考え方が採用されているが¹⁰、損害賠償請求に加え、差止めや原状回復請求が認められるかについては明らかではない¹¹。

以上を踏まえ、死後の人格権侵害等に関する規律を設けることについて検討す

⁸ 齊藤博「人格権を規定することをどう考えるか——規定するとすれば、どのように規定すべきか」椿寿夫ほか編『法律時報増刊 民法改正を考える』（日本評論社、2008 年）43 頁

⁹ 肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書 ―生成 AI によるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針―」（2026 年）

¹⁰ 肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会・前掲注 9）61～63 頁

¹¹ 肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会・前掲注 9）66 頁は、故人に対する敬愛追慕の情に基づく差止請求を認めた裁判例は見当たらないが、敬愛追慕の情が人格的利益であることを踏まえれば、これに基づく差止請求も否定されるものではないと考えられるとしている。

ることが考えられるところ、その際は、保護の期間等も併せて検討することが必要となる。

なお、刑法第 230 条第 2 項は死者の名誉を毀損した場合についても名誉毀損罪の成立を認め、また、著作権法第 116 条は、著作者又は実演家の死後の人格的利益の侵害について、その遺族又は遺言により指定された者に差止請求権や名誉回復措置等の措置の請求を認めており、参考となる。

2 消滅時効に関する規律の在り方について

(1) 短期消滅時効期間の在り方

平成 29 年改正では、債権の原則的な消滅時効期間について、「権利を行使することができることを知った時」から 5 年、「権利を行使することができる時」から 10 年（生命・身体の侵害による損害賠償請求権は 20 年）という二重期間構成が採用されたが（第 166 条第 1 項、第 167 条）、法制審議会民法（債権関係）部会においては、不法行為の短期消滅時効期間が、債権の原則的な短期消滅時効期間よりも短くなることはバランスを欠くとして、不法行為の短期消滅時効期間を 5 年とし、両者を統一すべきであるとの意見も有力に主張され、今後の検討課題とされた¹²。そこで、平成 29 年改正時の議論も踏まえ、不法行為の短期消滅時効期間の在り方について、検討することが考えられる。

(2) 被害者が未成年者の場合の規律

不法行為の消滅時効に関する第 724 条第 1 号は、短期の消滅時効の起算点について「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」と定めているところ、未成年者が不法行為を受けた場合には、当該未成年者のみが損害及び加害者を知った時から消滅時効が起算されるのか、その法定代理人がこれらを知った時から起算されるのかは、最高裁の判例はなく、解釈に委ねられた問題となっている¹³。

他方で、近年、未成年者に対する性加害の問題が顕在化したこと等を契機として、被害を受けた未成年者が、その時効期間内に自ら被害を訴えることの困難性等が指摘されており、ドイツでは、性的自己決定権の侵害による請求権の消滅時効は、被害者が 21 歳になるまで、加害者が家族共同体の一員である場合には家族共同体が終了するまで停止するとの規律や、故意による生命、身体、自由、性的自己決定侵害による請求権については、短期消滅時効の規定を適用しないとの規律を設けている

¹² 法制審議会民法（債権関係）部会第 92 回会議「部会資料 80-3」2 頁

¹³ 名古屋高判平成 19 年 9 月 26 日判時 2008 号 101 頁は、第 724 条にいう「損害及び加害者を知った時」について、「被害者が未成年者の場合には、法定代理人が損害及び加害者を知った時を消滅時効の起算点とすべきである」としている。

とされる。

こうした状況を踏まえて、諸外国の消滅時効制度も踏まえながら、被害者が未成年者の場合における時効制度の在り方について、検討することが考えられる。そして、未成年者に関する時効の起算について一定の特例を設ける場合には、性的被害に限るのか、他の権利利益の侵害の場合も含めるのかといった点についても併せて問題となる。

なお、参考までに、刑事の分野では、令和 5 年の刑事訴訟法改正により、性犯罪の公訴時効については、被害者が犯罪終了時に 18 歳未満である場合には、18 歳に達する日までの期間分の公訴時効期間が延長されることとなっている（刑事訴訟法第 250 条第 4 項）。

(3) 故意の生命侵害の場合の規律

このほか、故意の生命侵害については、長期間加害者が発覚せず、発覚した際には既に 20 年の消滅時効期間が経過していることもある。平成 29 年改正では、生命、身体を害する不法行為の短期消滅時効の特則を設けた（第 724 条の 2）が、上記のような重大な権利侵害に関する長期の時効期間の取扱いについても併せて検討することが考えられる。

(4) 判決確定後の消滅時効の取扱い

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は 10 年となる（第 169 条第 1 項）。

平成 29 年改正及び令和元年法律第 2 号による改正では、時効の更新のための手続として、民事執行法上の財産開示手続及び第三者からの情報取得手続が追加され（第 148 条第 1 項第 4 号）、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権の時効の更新の負担は相当程度軽減された。もっとも、特に、犯罪被害者の場合には、判決確定後 10 年を経過しても損害賠償の支払がされないことも多く、それにもかかわらず、時効の更新のため裁判所において手続をとらなければならないこと自体に対する問題がなお指摘されている。こうした点を踏まえ、判決確定後の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の取扱いの在り方について検討することが考えられる。

3 民法上の特殊不法行為の規律の在り方について

(1) 責任能力及び監督義務者等の責任に関する規律の在り方

現行法上、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を欠く未成年者及び精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く者は不法行為責任を負わない

とされ（第 712 条、第 713 条本文）、補充的に、法定の監督義務者が責任を負うとされている（第 714 条第 1 項）。

精神上の障害による責任無能力者の監督義務者について、かつては平成 11 年改正前の精神保健福祉法上の「保護者」や、同年改正前の民法の「後見人」がこれに該当するとされていた。しかし、精神保健福祉法の改正により、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が廃止され¹⁴、民法の改正により、後見人の禁治産者に対する療養看護義務が、成年後見人の身上配慮義務に改められたことで、判例上、これらの者は、直ちには法定の監督義務者には該当しないとされた¹⁵。こうした状況から、現在では、精神上の障害による責任無能力者の監督義務者に該当する者が存在せず、「法の欠缺」に至っているとの指摘もされている¹⁶。

また、日本の責任能力と監督義務者の責任に関する制度設計については、比較法的にもかなり特殊なものであるとの指摘がされており¹⁷、責任無能力者を例外なく免責しながら、監督義務者の責任を補充的責任とし、かつ中間責任として、免責の可能性も残す現行法の規定に対しては、かねてより立法論的な批判がされてきたところである¹⁸。特に、高齢社会の進展に伴い、近年、認知症の高齢者による事故の発生が社会の耳目を集めているところ、勤労年齢に達しておらず資力に乏しいことが予想される未成年者と異なり、高齢者の場合には、一定の資力を有している蓋然性があることから、成年者について精神障害を理由とする免責を貫徹することに疑問を呈する見解が示されている¹⁹。

以上を踏まえ、責任無能力に関する規律の在り方や法定の監督義務者に関する規律の在り方等について検討することが考えられる。

(2) 特別の危険に基づく無過失責任及び土地工作物責任に関する規律の在り方

ア 日本においては、特別の危険に基づく無過失責任（危険責任）は、基本的に特別法により個別に実現されており、その例としては、鉱業権者の責任を定めた鉱業法第 109 条第 1 項、自動車の運行供用者の責任を定めた自動車損害賠償保障法第 3 条第 1 項、原子力事業者の責任を定めた原子力損害の賠償に関する法律第 3 条第 1 項並びに有害物質の排出事業者の責任を定めた大気汚染防止法第 25 条第 1 項及び水質汚濁防止法第 19 条第 1 項等が挙げられる。

¹⁴ その後、平成 25 年改正によって保護者制度そのものが廃止された。

¹⁵ 最判平成 28 年 3 月 1 日民集 70 卷 3 号 681 頁〔JR 東海事件〕

¹⁶ 窪田充見「責任能力と監督義務者の責任—現行法制度の抱える問題と制度設計のあり方」現代不法行為法研究会編『別冊 NBL No.155 不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015 年）82 頁

¹⁷ 窪田・前掲注 16）84～92 頁

¹⁸ 大塚・前掲注 7）20、21、25、26、66～68 頁〔大澤逸平〕

¹⁹ 窪田・前掲注 16）77 頁

そして、かつては第 717 条の土地工作物責任を危険責任の一般条項として機能させることを提唱する見解もあったが、現在では、同見解は支持を集めておらず、実務でも採用されていないとされる²⁰。

他方で、ある施設や機械が特別の危険を有する場合に、稼働者が相当の注意をしてもなお当該危険が現実化する場合には、過失責任による追及では限界があるとして、ある施設や機械の特別の危険の現実化により権利利益を侵害した場合の危険源創出者の無過失責任の規律を創設すべきとの考え方が示されている²¹。

以上を踏まえ、このような危険責任に関する一定の規律を設けることの当否について検討することが考えられるが、その際には、「特別の危険」の内容をどのように考えるか、また、無過失責任として具体的な効果を有する規定を設けるのか、又はそのような法的効果のある規定は引き続き特別法に委ねることとし、民法上は飽くまでも解釈上の余地を認める何らかの規定を設けるのか、といった点についても検討する必要がある。

イ このほか、第 717 条それ自体についても、責任主体に関し、賠償資力の乏しい占有者が注意義務を怠った場合には所有者責任は発生せず、被害者保護の目的に反し、一方で、工作物の瑕疵の修補をなし得る可能性の全くない所有者にも責任を認めることは酷であるなどの批判もあるところであり、検討対象となり得る。

(3) 共同不法行為に関する規律の在り方

ア 第 719 条の共同不法行為の存在意義について、かつての通説は、関連共同性という第 709 条にはない要件が加わることによって、同条にはない連帯責任という効果が加わることにあると解していたが、近時の多数説は、効果の点では独自の意味はなく、むしろ、要件の点で、複数関与者の間に関連共同性があれば、各自の行為と損害との間に第 709 条におけるような因果関係がなくても、不法行為責任を負わせることにあると解しており、学説では、共同関係の態様に応じて、因果関係の問題と関連させつつ共同不法行為の類型化が行われている。諸説が乱立し、通説的な見解は存在しない状況にあるが、第 719 条第 1 項前段は「強い関連共同性」がある場合に因果関係を擬制する規定であり、同項後段は択一的関係あるいは「弱い関連共同性」がある場合に因果関係を推定する規定であるとする見解等がある。

同項後段については、判例において、全部惹起力のある複数の加害行為のいずれが原因となって損害が発生したか不明である場合に、因果関係の立証責任を転換して、自らの行為と損害との間の因果関係の不存在を立証しない限り、連帯し

²⁰ 大塚・前掲注 7) 234、235 頁〔米村滋人〕

²¹ 窪田充見編『新注釈民法(15) 債権(8) 〔第 2 版〕』(有斐閣、2024 年) 289 頁〔橋本佳幸〕

て損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定である旨判示されており、因果関係を推定する規定であることが明らかにされている²²。

こうした学説や判例を踏まえ、共同不法行為に関する規律の在り方について検討することが考えられる。その際には、第 709 条の因果関係に関する議論も踏まえた上で検討する必要がある。

イ また、同判例は、各行為者の行為が損害の一部について何らかの寄与をしているが、その範囲が不明である場合について、同項後段を類推適用して、寄与度に応じた範囲での連帯責任を肯定する事例判断を示している。

第 719 条の沿革によれば、現行法に寄与度不明の場合に関する規定がないのは、法の欠缺であるとの指摘もされていることから²³、寄与度不明の場合の規律についても検討することが考えられる。

4 その他について

(1) 判例法理の明文化

ア 使用者責任

第 715 条の使用者責任の根拠について、起草段階では、被用者の選任・監督を怠った使用者自身の過失と捉えられていたが、現在では、報償責任原理及び危険責任原理という無過失責任原理に求められるようになっており、裁判例でも、同条第 1 項ただし書の免責が認められた事例はほとんどない。学説の中には、企業が社会経済活動の主体として被用者を手足として事業活動を営んでいるというのが社会の実態となっているとして、立法論としては端的に企業ないしは使用者の無過失責任を認めるべきであるとの見解もみられる²⁴。他方で、無過失責任論によって使用者責任を再構成することには無理があるとして、使用者責任を代位責任の枠組みで捉え、他人の活動の支配・統御による自己の活動目的の実現という点にその正当化根拠を見出す見解もある²⁵。学説上、使用者責任論は混迷状況が続いているともいわれており、検討の対象とすることが考えられる。

その一方で、使用者責任の具体的規律は判例上明確化され、各要件・効果の基本線はほぼ整っており、各論レベルでは、使用者責任論は安定状態に入っているともいわれていることから²⁶、これまでに形成されてきた判例法理について明文

²² 最判令和 3 年 5 月 17 日民集 75 卷 5 号 1359 頁

²³ 大塚・前掲注 7) 282 頁〔大塚直〕

²⁴ 加藤一郎「不法行為〔増補版〕法律学全集 22-II」(有斐閣、1974 年) 166 頁

²⁵ 大塚・前掲注 7) 74～84 頁〔中原太郎〕、中原太郎「過失責任と無過失責任—無過失責任論に関する現状分析と理論的整序の試み」潮見佳男ほか編『別冊 NBL No.155 不法行為法の立法的課題』(商事法務、2015 年) 47～49 頁

²⁶ 大塚・前掲注 7) 74、75 頁〔中原〕

化する規律を設けることの当否について検討することが考えられる。具体的には、免責規定の削除、並びに求償制限及び逆求償の明文化等が検討の対象となり得る。

イ その他の判例法理

既述したもの以外にも、不法行為法の領域においては、これまでに数多くの判例法理が積み重ねられ、実務慣行の定着が図られてきた。

具体的には、第 722 条第 2 項の過失相殺の要件として、被害者には事理弁識能力があればよいとする判例や、被害者本人の過失だけでなく、被害者側の過失も過失相殺の対象となるとする判例、被害者の心因的要因や身体的素因・疾患が損害の発生・拡大に競合した場合についても、同項の類推適用を認める判例が挙げられる。そのほか、被害者が不法行為によって損害を被ると同時に利益を受ける場合には、損益相殺ないし損益相殺的な調整として、その利益を控除したものを賠償額とする判例や、交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は定期金賠償の対象になるとする判例等もある。

そこで、上記以外の判例も含め、実務慣行として定着していると考えられる判例法理については、明文化する規律を設けることの当否を検討することが考えられる。

(2) 失火責任法の見直し

失火責任法は、失火者が不法行為責任を負う場面を限定し、失火者に重過失がなければ不法行為責任を負わないとするものであるところ、その立法趣旨は、①失火により自己の財産を焼失させるような場合には、過失に宥恕すべき事情のあることが少なくないこと、②木造家屋が多く、立て込んだ住宅環境の下で一旦火災が発生すると、損害を想定外に拡大させる危険性があること等とされている。

もっとも、現代においては、建物の耐火性が高まり、消防の機能もより高度化するなど、立法当時の状況からは変化が生じており、上記の立法趣旨は現代では妥当しないのではないかと指摘もされている。

そこで、失火責任法の廃止又は規律の見直しについて検討することが考えられる。

(3) 損害賠償請求権の回収可能性の向上のための規律の在り方

養育費等の子の監護費用については、令和 6 年の民法及び民事執行法の改正により、先取特権が付与され（第 306 条第 3 号及び第 308 条の 2）、かつ、財産開示手続、給与債権に係る第三者からの情報取得手続及びこれらの手続により明らかになった

給与債権の差押手続を 1 回の申立てにより連続的に行うことができる、いわゆる執行手続のワンストップ化が図られたが（民事執行法第 167 条の 17 等）、犯罪被害者等からは、犯罪被害により生じた不法行為に基づく損害賠償請求権についても、養育費等と同様に、履行確保に向けて実体法・手続法上の特別な取扱いを求める要望が挙がっている²⁷。そこで、不法行為に基づく損害賠償請求権に関しても、養育費に関する上記措置と同様の措置を設けることの可否について検討することが考えられる。

(4) その他の論点

その他に本研究会において検討すべき論点はあるか²⁸。

第 3 参考となる事項

1 法務省における調査研究等

- ・「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書—生成 AI によるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針—」（令和 8 年）
- ・「インターネット上の権利侵害における損害賠償請求に係る外国司法判断の実情に関する調査研究報告書」（令和 8 年）
- ・「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告書」（令和 8 年）
- ・「不法行為に基づく損害賠償制度に関する調査研究報告書」（令和 7 年）

2 立法提案

- ・日本弁護士連合会「慰謝料額算定の適正化を求める立法提言」（令和 4 年）
- ・現代不法行為法研究会『別冊 NBL No. 155 不法行為法の立法的課題』（商事法務、平成 27 年）
- ・不法行為法研究会『日本不法行為法リステイメント』（有斐閣、昭和 63 年）
- ・民法改正研究会「日本民法典財産法改正試案 「日本民法改正試案・仮案（平成 21 年 1 月 1 日案）」の提示」判例タイムズ 1281 号（平成 21 年）
- ・椿寿夫ほか編『法律時報増刊 民法改正を考える』（日本評論社、平成 20 年）

以 上

²⁷ 第 5 次犯罪被害者等基本計画（令和 8 年 3 月 17 日閣議決定）9 頁

²⁸ 本文で記載したもののほか、損害賠償請求や差止請求等の訴えが濫用的に用いられる場合の対応策についても、必要に応じて検討することが考えられる。